



平成 28 年 2 月 23 日

各 位

会社名 株式会社アサツー ディ・ケイ
代表者名 代表取締役社長 植野 伸一
(東証第一部 コード番号：9747)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 中島 香
Tel 03 (6830) 3855

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月30日に開催予定の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、継続的な企業価値の向上にとって不可欠な要素であり、重要な経営課題の一つであると認識しております。今般、当社の取締役会の監督機能の向上とこれによるコーポレート・ガバナンスの更なる強化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行する旨の方針を決定いたしましたので、それに伴い所定の変更を行うとともに、あわせて文言の整理等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (省略) (会社の機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社に取締役3名以上をおく。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり) (会社の機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当会社に取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) 3名以上、<u>監査等委員である取締役3名以上</u>をおく。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法) 第19条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第21条 取締役会は取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長その他の名称を付した取締役を定めることができる。</p> <p>3. (省略)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. (省略)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役、役付取締役および相談役)</p> <p>第21条 取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長その他の名称を付した取締役(いずれも、監査等委員である取締役を除く。)を定めることができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議</u>によって定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第27条 (省略) (新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第28条 当会社に監査役3名以上をおく。 (選任方法) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第30条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第27条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第31条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、同人が職務を行うにつき善意かつ無重過失である場合に限り限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	<u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
	<u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
<u>第37条</u> (省略)	<u>第32条</u> (現行どおり)
<u>第38条</u> (省略)	<u>第33条</u> (現行どおり)
<u>第39条</u> (省略)	<u>第34条</u> (現行どおり)
<u>第40条</u> (省略)	<u>第35条</u> (現行どおり)